

令和5年度八尾市地域公共交通制度設計検討業務事業者選定基準

1. 評価基準について

- (1) 評価基準について、別表のとおり定める。
- (2) 審査は、提案者を無記名及び口外せず行う。
- (3) 各評価項目について、評価内容に準じて審査する。
- (4) 書類審査点は、各選定委員の採点数の平均点とする。
- (5) プレゼン審査点は、書類審査を通過した提案者について審査する。
- (6) 価格点は、事務局において価格の安いものから順位付けし採点する。
- (7) 評価項目において、提案に記載がない場合はゼロ点とする。

2. 選定方法について

- (1) 委員は、審査対象となった提案について評価基準に基づき、書類審査点である評価項目①から④までの採点を行う。
- (2) 事務局は、(1)における採点表を取りまとめ、書類審査点を算出する。また、提案者から提出された見積書により価格点を算出する。
- (3) 提案者が4者以上ある場合は、書類審査点と価格点を合計し、点数の高い上位3者についてプレゼンテーションを実施する。
- (4) 委員は、プレゼンテーションをもとにプレゼン審査点である評価項目⑤及び⑥の採点を行う。
- (5) 事務局は、(4)における採点表を取りまとめ、書類審査点、プレゼン審査点及び価格点の合計点を算出する。
- (6) (5)における合計点の最も高い者を優先交渉権者として選定する。
- (7) 合計点の同じ者が2者以上ある場合は、書類審査点の高い者を優先交渉権者とする。また、書類審査点も同じ場合は、評価項目②の高い者を優先交渉権者とする。なお、前述まで同じ点の場合は、くじ引きを以って優先交渉権者を選定する。
- (8) 優先交渉権者と合意に至らず契約できない場合は、次に合計点の高い者から順に協議を行い、合意を得た場合に契約を行う。
- (9) 最も高い提案者の合計点が6割に達しない場合は、募集は無効とする。
- (10) 提案者が1者であっても書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、合計点が6割以上に達した場合、その者を優先交渉権者として選定する。